

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日は、その
休日がと日)

目次

◇告示 農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託の一部改正
(経営指導課)

公有水面の埋立ての免許 (漁港課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課)

土地区画整理組合の解散の認可 (〃)

開発行為に関する工事の完了 (三件) (〃)

理容師試験等の平成七年度第二回実地試験の実施 (生活衛生課)

鳥取県告示第六百九十一号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成七年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成七年十月十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

米子市

米子市長 森田 隆朝
米子市加茂一丁目一

三 埋立区域

(一) 位置

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号 (農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について) の一部を次のように改正する。

平成七年十月二十日

鳥取県告示第六百九十号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次の1の地点から12の地点までを順次に直線で結んだ線及び12の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経二三三度二〇分三八秒)

から三一七度二〇分〇八秒、四二・八六メートルの地点

2の地点 1の地点から一九七度三〇分〇七秒、一四・七四メートルの地点

3の地点 2の地点から二八七度三〇分〇七秒、一三・五一メートルの地点

4の地点 3の地点から一七度三〇分〇七秒、四・二四メートルの地点

5の地点 4の地点から二八七度三〇分〇七秒、九五・三八メートルの地点

6の地点 5の地点から一七度三〇分〇七秒、七・五〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二八七度三〇分〇七秒、一・〇〇メートルの地点

8の地点 7の地点から一七度三〇分〇七秒、三・〇〇メートルの地点

9の地点 8の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一・一二メートルの地点

10の地点 9の地点から一九七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点

11の地点 10の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一〇七・〇八メートルの地点

12の地点 11の地点から一七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点

(三) 面積

八七一・六六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

米子市両三柳字平八道東三〇二八一一、三〇二八一、三〇二八一八及び三〇

二八一九に接する国有地並びにその地先公有水面並びに同市西福原字砂濱一六九一

一四、一六九一一三及びそれに接する国有地並びにその地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経二三三度二〇分三八秒)

から二一度二三分四八秒、九七・一九メートルの地点

イの地点 アの地点から一九七度三〇分〇七秒、一〇五・〇〇メートルの地点
ウの地点 イの地点から二八七度三〇分〇七秒、一五七・〇〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から一七度三〇分〇七秒、七五・〇〇メートルの地点
オの地点 エの地点から四五度三〇分〇七秒、七一・〇〇メートルの地点
カの地点 オの地点から一三五度三〇分〇七秒、七一・五一メートルの地点

(三) 面積
一七、六〇四・七四平方メートル

五 埋立ての用途 漁港施設用地

鳥取県告示第六百九十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市熊党土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
能登路 尚 孝	米子市熊党一八〇
門 前 吉 昭	米子市熊党六七

北 島 浩 二	絵 原 勝	仲 本 悟
	米子市熊党一七八	米子市熊党一八四

岩 谷 義 雄	米子市蚊屋一 一三
田 原 健	米子市車尾三四七一一四
奥 谷 瞳 夫	米子市熊党一七九一二
	米子市浦津一九七

鳥取県告示第六百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市両三柳土地区画整理組合の解散を平成七年十月十七日認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成七年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号鳥取県知事 西 尾 邑 次
平成七年十月二十日**鳥取県告示第六百九十六号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次
平成七年十月二十日**二 開発区域に含まれる地域の名称**

米子市西福原五丁目

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十二月二十八日 鳥取県指令受米土維第九〇一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原九五三
大上 良三

鳥取県知事 西 尾 邑 次
平成七年四月十三日 鳥取県指令都計三一一第二八号鳥取県知事 西 尾 邑 次
西伯郡日吉津村大字富吉**鳥取県告示第六百九十七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

1 開発許可の母丹田及び番地 平成七年七月七日 鳥取県知事登記証明書[1]-[1]號] [印]	(1) 理容師実施試験 ア 理容の基礎的技術 (ア) カッティング ミディアム分髪スタイルとする。 (イ) シェーピング フェイシャル・シェーピング、ネック・シェーピング及び額面処置 (ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。
11 開発区域に付された地域の名称 北米郡北美町大字北本字久松屋敷、字八反田、字穴以後及び字今井勢 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北米郡北美町大字鹿籠 101111-11 北米協同開発株式会社 代表取締役 小谷 謙扣	(2) 美容師実地試験 ア 美容の基礎的技術 (ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。 (イ) 第2課題 オリジナル・セッティング ノー・パート構成する。 イ 消毒薬の取扱い ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い イ 消毒薬の取扱い ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い
4 受験願書受付期間 第4条第1項の規定に基づき、平成7年度第2回理容師実施試験及び美容師実施試験を次のとおり実施する。 平成7年10月20日	4 受験願書受付期間 平成7年11月8日(水)から同月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成7年11月14日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。)
5 受験願書提出先 財団法人理容師美容師試験研修センター 柳瀬孝吉	5 受験願書提出先 〒680 鳥取市弥生町302-2 J T B(日本交通公社)鳥取ビル2階
6 受験手数料及び納付方法 (1) 理容師実地試験 平成7年12月4日(月) (2) 美容師実地試験 平成7年12月11日(月)	6 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。
7 その他 (1) 受験願書等配布場所 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (2) 受験願書等配布期間	7 その他 (1) 受験願書等配布場所 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 (2) 受験願書等配布期間
3 試験事項	

5 平成7年10月20日 金曜日

鳥取県公報

第6719号

平成7年11月2日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から
午後5時まで

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857(29)6086